

コンベンション推進機関及び MICE 関連事業者等における

新型コロナウイルス（COVID-19）

対応ガイドライン

—With コロナ時代の安全で衛生的な MICE 開催の推進のために—

（第 1 版）

2020 年 6 月 22 日

一般社団法人 日本コンgres ス・コンベンション・ビューロー

(JCCB)

目 次

1. 本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方	3
2. ガイドラインの基本的考え方	4
(1) 関係諸機関との連携	4
(2) 基本的感染防止対策の徹底	4
(3) 感染症拡大防止に関する情報収集及び迅速な情報発信に努めること	4
3. 感染リスクの評価	4
4. 本ガイドラインで定める活動範囲	5
(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動（誘致セールス活動）	5
(2) MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動）	5
5. 具体的な感染症防止対策	5
(1) ビューローや MICE 関連事業者の活動	5
①国内 MICE 主催者へのセールス活動（招請事業含む）	5
②海外での誘致セールス活動	6
(2) MICE 開催受入準備・開催支援活動	6
①ビューロー等推進機関の取組み	7
②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項	7
6. その他（安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動）	8

1. 本ガイドライン策定の経緯と基本的考え方

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策決定本部が5月4日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及びその一部である「新しい生活様式の実践例」等を踏まえ、国内・国際会議等 MICE（以下、MICE という。）の誘致や開催、開催支援に係る業務を行っている JCCB を主に構成するコンベンション推進機関、MICE 関連事業者（施設管理者等を含む）等が主に MICE の誘致、開催支援を行う際に MICE 主催者とともに心得るべき基本的事項を具体的に整理したものである。

但し、MICE は、誘致や開催支援、受入れ等業務が広範囲にわたり、感染症対応が必要な場面も多岐にわたることから、施設運営やホテル、旅行、MICE 企画運営業にわたる分野については各々の関連団体が定めるガイドラインも参考、準拠して活動するものとする。

従って、本ガイドラインに定める内容は主に JNTO や都市・地域コンベンション誘致推進機関（以下、ビューローとする）及び MICE 関連事業者が、安全で衛生的な MICE 開催のために MICE 主催者や MICE 関連事業者と連携して取り組むべき必要な対応を取りまとめるものとする。

また、MICE の誘致・開催は関係者や参加者が広く国内外に及ぶことから、本ガイドラインの概要は、JNTO 等の協力を得て英文にて公開し、日本の MICE 推進における基本的な安全衛生基準への取組みとして、広く国際的に周知するよう努めるものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の政府等による基本的対処方針の変更のほか、感染拡大や収束の動向、専門家の知見等を踏まえ適宜修正、更新を行うものとする。

（参考）主な MICE 関係団体のガイドライン（順不同）＊順次追加予定

- ・一般社団法人日本コンベンション協会
- ・一般社団法人日本展示会協会
- ・一般社団法人日本ホテル協会
- ・一般社団法人日本旅行業協会及び全国旅行業協会
- ・公益社団法人全国公民館連合会

2. ガイドラインの基本的考え方

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE 主催者や関係諸機関と連携し、必要且つ十分な新型コロナ感染防止対策に努めるとともに、開催地の安全及び衛生状況について必要な情報収集及び適切な発信を行い、日本における MICE 開催価値の向上に最大限努力するものとする。

(1) 関係諸機関との連携

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の誘致や開催受入れに際して、MICE 主催者、他の MICE 関連事業者等と緊密な連携の下、新型コロナ感染拡大を防止して安全で衛生的な開催を実現し、MICE を成功裏に開催するため可能な最大限の対策を講ずるものとする。

(2) 基本的感染防止対策の徹底

関係者は、日頃より感染リスクが高い、いわゆる避けるべき「三つの密」*のある場所を常に念頭に、会場設営や行事開催などの MICE 運営に際しての各場面で「三密」を作らないよう努める。

* 「三つの密」(3‘C s)

- ①換気の悪い密閉空間 (closed spaces)
- ②多くの人々が密集する密集場所 (crowded spaces)
- ③飛沫感染につながる密接場面 (close contact points)

(3) 感染症拡大防止に関する情報収集及び迅速な情報発信に努めること

関係者は、政府や国内外の関係団体が発する新型コロナ感染予防情報に留意し、必要な予防策を更新、修正していくこと。また、我が国の関係諸機関が講ずる新型コロナ対策の最新状況や取組みについても JCCB や JNTO の支援、協力を得て積極的に発信していくものとする。

3. 感染リスクの評価

ビューロー、MICE 関連事業者及び MICE 主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫 (droplet) 感染、②接触(touch)感染のそれぞれについて、MICE 関連事業者や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を予め行い、開催に際しては各々の担務の中でそのリスクに応じた対策の検討を行う。

また、実施事業や活動によっては、大規模な人数の移動、宿泊、飲食や数多くの会合が想定されることもあり、ホテルや会議場等の集客施設利用の際のリスク評価とともに、MICE 開催を包摂する地域全体における感染等のリスク評価が必要であることにも留意する。

4. 本ガイドラインで定める活動範囲

本ガイドラインの定める事項は、職場における感染症防止対策を除き、ビューローやMICE 関連事業者が行う①MICE 主催者等との接触や連携を伴う活動（誘致セールス活動）及び②MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動）に限定するものとする。

（1）ビューローやMICE 関連事業者の活動（誘致セールス活動）

- ・ MICE 主催者等とのバーチャルな連絡手段の活用
- ・ 国内主催者等への訪問セールス等の働きかけ
- ・ 国内外からの主催者の視察招請、商談
- ・ 海外での誘致セールス活動（商談会参加等）

（2）MICE 開催時の対応（MICE 開催受入準備・開催支援活動）

- ・ MICE 開催事前準備と確認（危機管理マニュアルの整備含む）
- ・ 地域のステークホルダーとの協議、連携

5. 具体的な感染症防止対策

（1）ビューローやMICE 関連事業者の活動

①国内 MICE 主催者へのセールス活動（招請事業含む）

- ・ 前掲の関連団体が発出しているガイドラインについても十分に研究し、MICE 開催について適切な助言に努める。特に、一般社団法人日本コンベンション協会（JCMA）や一般社団法人日本展示会協会（JEXA）が取りまとめているガイドラインについては積極的に周知に努めること。
- ・ 関係者は、厚生労働省が開発した新型コロナ感染確認アプリ（COCOA）を利用するスマートフォンにインストールして携行する。
- ・ 政府や関係都府県が定める国内移動、飲食、集会等に際しての留意事項を遵守して行動する。
- ・ 可能な限り、電話、メール、オンライン商談等非接触型の活動に努める。打合せやプレゼン等についてはオンラインでの対応に努める。
- ・ 感染者が多い都市や地域との間の移動の際には特に十分注意する。
- ・ 国内主催者への不要不急な訪問を避け、訪問する際は、少人数でマスク着用の上、いわゆる三密を避けた環境で、手指の消毒うがい等を事前、事後に励行する。
- ・ 職員・社員の定期的な検温を行い、体温が 37.5 度以上でない場合でも参加前数日間に平熱より高く体調がすぐれないことがあった場合は、訪問を控える。
- ・ 訪問や面談時には、真正面の対面を避けつつ、安全なソーシャルディスタンス（最低 1 m、できれば 2m）を確保し、互いの感染のリスクを最小化するよう努める。感染予防

の意識が薄れがちになる夜間や飲食を介した接触は可能な限り避ける。

- ・移動やプレゼン、飲食を伴う活動については、必要最小限の出席者に限定し、三密にならない環境を設営した上で実施する。
- ・視察招請を行う必要がある際は、応対人数を極力絞り込み、必要最小限の関係者で進める。被招請者に対しても、マスク着用、消毒、手指洗い等の徹底を求める。
- ・海外からの招請については、今後政府が進める入国制限緩和の進捗に応じて入国が可能となる国・地域について政府が定める入国条件に従うとともに、万全な感染症予防対策を講じた上で、計画を進める。
- ・海外からの招請者には旅行保険への加入を求める。可能であれば健康証明（陰性証明等専門機関が発出する証明書）や健康に関する書類等の提示を求める。また、必要な場合は、地域・都市において必要な検査や医療が受けられることを確認する。
- ・招請中または帰宅後に感染が発覚した場合等を考慮し、あらかじめ双方の責任の範囲を合意の上、招請する。

②海外での誘致セールス活動

- ・海外で行う商談会等への参加については、現地情報の収集に努めるとともに、外務省が発表する海外安全情報等に十分留意し、JNTO とも連携して判断し、当該国・地域における感染が十分に収束していない場合は、出張しない。また、帰国に際しては国が定める感染防止事項を遵守する。
- ・商談会等への参加にあたっては、主催者の感染症に関する対策や注意事項を事前に確認し、十分な感染症対策が取られていない場合は、出席を取りやめる。
- ・万一の感染発症に備え、接触したバイヤー等に関する必要な情報を適切に管理する。
- ・MICE 主催者に帯同して行う誘致・集客活動については、海外における安全・衛生環境を十分に留意した上で当該国において励行されている安全・衛生基準が十分かどうかを確認して進める。
- ・出入国条件等を渡航前に十分確認し、海外旅行保険に加入するとともに、現地での医療体制についても確認しておく。
- ・JCCB その他関連団体が策定するガイドラインの骨子を周知し、開催地や当該 MICE の開催についての安全への配慮について理解を高める。

(2) MICE 開催受入準備・開催支援活動

ビューロー及び MICE 関連事業者は、MICE の受入準備、開催支援に際して以下の通り、MICE 主催者等（施設や MICE 運営事業者を含む）に対して、十分な新型コロナウイルス感染防止施策を講ずることや、万一感染が発生した際の危機管理対応マニュアルを整備するよう奨励する。

ビューローは、各地域・都市で開催される MICE について以下に述べるような感染予防の取組みを行い、「MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項」について必要且つ十分な対策が取られるよう支援に努める。

①ビューロー等推進機関の取組み

- ・ビューローは、可能な限り自ら或いは会員等を通じて MICE 主催者に対して感染予防対策の実施に理解と協力を求め、参加者に対して十分な事前周知を行うよう要請する。また、万一感染者が出た場合の医療受診体制について、危機管理マニュアルの整備を奨励する。
- ・ビューローは、会員や地域のステークホルダーに対して、本ガイドライン並びに各関係業界のガイドラインを周知し、感染予防対策の実施を促す。
- ・ビューローは、特に、屋内での集会や会食、参加者の移動等については、マスク着用、手洗い、消毒、換気、社会的距離確保など飛沫及び接触感染予防の観点から十分な対策を取るよう求める。
- ・ビューローは、会員や MICE 主催者に対して厚生労働省が開発した新型コロナ感染確認アプリ(COCHOA)を利用するスマートフォンにインストールし、活用することを強く要請する。

②MICE 開催に際しての感染予防に関する一般的留意事項

1) 開催前：

○注意事項の徹底と参加者動向情報の把握

- ・事前に参加者に対して体調の管理を含めて十分な注意事項を周知し、参加者自らが予防措置をとることを促す。特に出発前約 1 週間に遡って新型コロナ感染症の兆候とみられる症状（発熱、咳、痰、倦怠感、味覚障害等）がないかを確認し、万一あった場合は参加を取りやめることを促す。
- ・参加者の宿泊ホテル、参加イベント、連絡先等を登録し、参加者の動向の事前把握に努める。

○VIP や海外参加者への配慮

- ・来賓、基調講演者等の VIP については動線や会場近くの宿泊ホテル、食事会場等について、感染リスクを最小化する配慮をする。
- ・海外参加者に対しては、旅行保険の加入を要請するとともに、英語等で必要な感染要望対策事項を事前に伝えるとともに、会場等での表示にも配慮する。

2) 開催期間中：

- ・会場に感染予防に関する責任者（可能であれば医療従事者）を配置し、参加者の健康状態のチェックや異変に備える体制を整える。
- ・参加者には、配席や行列等でソーシャルディスタンス（最低 1 メートル、できれば 2 メートル）の確保に努める。また、移動時や屋外でも人が密集する可能性がある場合も同様とする。
- ・期間中は出入り時の衝動や手指洗いを徹底するとともに、会場入り口及び会場内の必要箇所に消毒液等を設置する。
- ・参加者には屋内ではマスクの着用を求めると共に、会場内は定期的に十分な換気に努める。

- ・ 飲食や会話を伴うセッションについては参加者の直接の対面を避けるとともに、必要なソーシャルディスタンスを確保する。
- ・ マイクや端末等の機材やドアノブ、机、椅子、トイレなど参加者の手が触れる箇所や備品等の定期的な消毒を行う。資料や記念品類については直接手渡すことを避ける他、極力資料の電子化にも努める。

3) 開催後：

- ・ MICE 主催者等と連携して、MICE 終了後 2 週間程度は、参加者の感染の有無に留意し、万一感染の報告があった場合は保健所等と連携しながら地域関係者や他の参加者等への必要な連絡を行い、感染拡大の防止に努める。

6. その他（安全で衛生的な MICE 開催に向けた周知活動）

日本や地域における安全で衛生的な MICE 開催をアピールするため、本ガイドラインや国や都市、施設を含め MICE 開催受入れに関する衛生・安全対策を JNTO とともに積極的な PR に努める。また、他の MICE 関連団体との連携による情報共有も行い、特に特筆すべき施設や取組の事例があれば積極的に内外への紹介に努め、我が国の安全・衛生体制についての理解を深める。

特に、以下の日本人と日本社会の安全衛生についての重要な特徴についても紹介する。

- ・ 医療水準が高く、MICE 施設以外の飲食店、ホテル、小売業などでも安全衛生体制が広く整備されていること。
- ・ 学校教育段階から衛生習慣の重要性について教育を受け、手洗いやうがいなどの励行が広く浸透していることに加え、国民が遍くマスクを日常的に着用していること。
- ・ 感染者数や死者数が先進諸国の中で抜きん出て少なく、感染地域も一部のみに集中していること。
- ・ 国や地域において感染状況を日々モニタリングした結果が情報公開され、地域や各種施設におけるリスクが可視化されていること。

以上

